

ちりゅう し こ じょう れい 知立市子ども条例

ってなんだろう？

「子どもの権利」について、
みんなでいっしょに
かんがえてみましょう！

すべての子どもは、生まれながらにして、一人一人がかけがえのない大切な存在です。

子どもが健やかに育つためには、「子どもの権利」が守られなければなりません。
知立市では、平成24年10月1日に、「子どもの権利」を守り、子どもにやさしい、
夢を育てることのできるまちになるよう「知立市子ども条例」をつくりました。（条
例とは、市の約束事で、守らなければならない大切なきまりのことです。）

すべての子どもたちの健やかな成長をみんなで応援していきます。



子ども条例では次のことが決められています。

子どもにとって大切な権利 ～大切に守られるべき子どもの権利～

- 子どもには、ひとりの人間として育ち、学び、生活していくうえで守られるべき次の4つの大切な権利があります。
- 子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他の人の権利も大切にしましょう。



1. 自分らしく生きる権利

- ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- 自分の気持ちや考えを持ち、表明すること。
- 自分に関係することを、自分で決めること。
- 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- 体を休め、自由な時間を持つこと。
- プライバシーや名誉が守られること。

せつめい

- 自分らしさを大切にし、いきいきと育つことができます。
- 一人一人がちがってあたりまえ、自分の考えややり方が大切にされます。
- 将来行きたい学校、なりたい職業など自分に関係することを決められます。
- 自分や家族のことで、人に知られたくないときには、それが守られます。

2. 安心して生きる権利

- 生命と心身が守られること。
- 愛情と理解をもって生まれること。
- 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- あらゆる暴力を受けず、放置されないこと。
- あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- 安心できる居場所を持つこと。

せつめい

- いじめや暴力から守られます。
- 安心して、心も体も健康に過ごすことができます。
- 国のちがいや、男か女か、運動や勉強ができできない、お金持ちであるかないかなどによって差別されることはありません。





3. 育つ権利

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合うこと。

せつめい

- 豊かに育つため、必要な教育と学習の機会（チャンス）があたえられます。
- 遊びや多くのことを経験して成長することが大切です。どんな遊びでもよいのではなく、好きなだけ遊んでいいということでもありません。
- いろいろな国、年れい、性別の人と遊んだり、ふれあったりできます。

4. 参加する権利

- (1) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られること。
- (2) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 意思決定の参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

せつめい

- 自分が思ったことを大人にきいてもらうことができます。
- 大人がすべて考えるのではなく、子どもに関係することには、気持ちや考えをあらわすことができます。
- 集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできます。ただし、他の人にめいわくをかけるはいけません。
- どんどんいろいろな行事やもよおしにチャレンジして参加しましょう。
- 自分から思ったことを伝えてみましょう。



自分を大切にすると
同じように、他の人を
思いやることも大切だよね。

大人のやくわり ~みんなで言うこと・心がけること~

大人は、みんなで力を合わせて子どもたちを支えます。

保護者(親など)

子どもの一番近くで、子どもを見守り、子どもが安心して過ごせる家庭をつくりま



地域の大人

地域の行事や活動をとあして、子どもとのふれあいを大切に、子育てを応援します。



保育園・学校・児童センターなど

子どもの気持ちや考えをきき、子どもがいきいきと学び、すくすくと育つことができるよう応援します。



知立市

みんなが力を合わせて、子どもを大切に育てることができるよう、子育て環境をととのえるなど、いろいろなことに取り組みます。



困ったときや悩んだときには、すぐにまわりの人に相談しましょう。



困ったときの相談窓口

相談	相談窓口	電話番号	時間等
子どもの権利相談	子どもの権利相談室 (市家庭児童相談室)	0566-95-0162	【月～金】9:00～17:15 (祝日、年末年始以外)
子どもの相談(子ども専用)	知立市ともだち ホットライン	0120-481872	【月～金】9:00～17:00 (祝日、年末年始以外)
いじめ問題に悩む子どもや保護者の相談	24時間子供SOSダイヤル (県教育委員会)	0120-078310	【毎日】24時間
教育に関する悩みや不安についての相談	教育相談「こころの電話」 (県教育・スポーツ振興財団)	052-261-9671	【毎日】10:00～22:00 (年末年始以外)

発行 平成29年7月

知立市福祉子ども部子ども課 〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地 TEL 0566-95-0120